

# 丹羽広域事務組合 水道検針員募集要項

## 1. 募集内容

水道メータ検針員

## 2. 募集期間

平成29年7月3日（月） から 平成30年3月30日（金） まで

## 3. 業務内容

- ◎ 量水器（水道メータ）の検針業務
  - ・ 大口町・扶桑町地内に設置された量水器の検針業務委託（検針地区、検針件数は水道部指定）
  - ・ 検針期間は毎月15日から25日までに行うものとする。
  - ・ 無届使用、量水器故障等の報告
- ◎ 検針に伴う付帯業務
  - ・ 使用者へ使用水量異常等の通知
- ◎ その他
  - ・ 水道事業広報等の配布業務

## 4. 応募資格（以下の資格をすべて満たすことが必要です。）

- ① 大口町または扶桑町に2年以上居住している方
- ② 年齢が20歳から60歳までの健康に問題のない方
- ③ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）に該当しない方、また破産宣告を受けていない方
- ④ 1年以上連続した業務が可能な方

## 5. 契約手数料（報酬）

検針手数料（水道メータ1個あたり）

|      |     |
|------|-----|
| 一般住宅 | 70円 |
| 集中検針 | 50円 |

広報等配布手数料（1戸あたり）

|         |     |
|---------|-----|
| 検針時同時配布 | 5円  |
| 単独配布    | 10円 |

## 6. 応募書類及び提出方法

応募書類は、管理課窓口にて配布します。（ホームページからのダウンロードも可能です。）

応募書類の提出は、管理課窓口へ直接持参していただきます。提出時は事前にお電話ください。

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 提出書類<br>(組合指定様式) | ①水道検針員登録申込書 |
|                  | ②履歴書        |

## 7. 注意事項

今回応募いただいた方は、検針員候補者として登録します。（登録期間は平成33年3月31日まで）現在の検針員に欠員がでたときに、登録者の中から選考を行ったのち、検針員として採用することとなります。（今回の応募ですぐに検針員として採用するわけではありません。）

お問合せ先

〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地

丹羽広域事務組合水道部 管理課業務係 TEL (0587) 95-3400

(お問合せは土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時15分まで)